

# 集中排除審査委員会の創設から主導権確立までの過程 － GHQ 経済科学局上層部の関与の視角から － (2)

大畑 貴裕

## 3. DRB委員の選任

### (1) 陸軍省における1月26日付電信に対する返信の作成

1948年1月26日付でGHQが陸軍省へ送ったDRB派遣要請の電信は、陸軍省によって歓迎された。陸軍省内では占領地行政を所管していた民事局（Civil Affairs Division）が陸軍次官ドレイパーの指揮の下でGHQへの返信案を策定し<sup>59</sup>、2月5日付でGHQへ返信が送られてDRB派遣に賛成することが伝えられた<sup>60</sup>。その返信では、GHQからの電信が陸軍省に「最も好意的に受け取られた」（most favorably received here）ことが伝えられ、さらにその電信で要請されたDRB委員の人選が直ちに行われるであろうことと、司法長官と証券取引委員会長の協力も得られることが知らされた。

そして、この返信にはドレイパーの指示で次の文も加えられた。「我々はあなたの電信から当該委員会 [DRB] は直接あなた [マッカーサー] へ勧告を報告するものと理解しているし、我々は要請された能力を有する者を採用するのに必要な身分としてこの手続きに完全に同意する。」この一文を挿入するに際して、当時、ESS局長マークットの代理（Deputy）として<sup>61</sup>、おそらく集排政策に関する協調を主目的にGHQからワシントンの陸軍省へ出張していたフレイルから陸軍省官僚に対して<sup>62</sup>、必ずしもDRBが直接マッカーサーへ勧告を提出できるわけではないと説明が行われている。それでも陸軍省内では、場合によってはマッカーサーへ勧告を提出できるのであるから委員の採用のためには付け加えるべきであるということになり<sup>63</sup>、この文は残されることになった。

<sup>59</sup> Memorandum for Record, [日付不明], ESS(D)12984. これはGHQへの返信の策定過程をまとめた記録である。以下の返信過程に関する叙述はこの文書を参照。返信案がドレイパーに提出されて承認を受ける前に陸軍省内でノーチェ将軍（General Noce）が原案作成を指示したことが記されているが、彼は民事局長のD・ノーチェ少将（Daniel Noce）を指すと推測される。秦前掲書、末尾の付属資料、p. 45。また、彼より返信案作成を指示された人物の名も当該資料に載っているが、その内の1人の肩書が民事局所属と記されていることも考慮すると、民事局が返信案の策定を司ったと推定される。民事局についての簡潔な説明として次を参照。芳賀四郎編『日本管理の機構と政策』有斐閣、1951年、p. 13。

<sup>60</sup> CSCAD ECON to CINCFE, WCL-28306, 6 February 1948, ESS(D)12994; CSCAD ECON to CINCFE, WCL-28306, 5 February 1946, ESS(D)12984.

<sup>61</sup> Royall to Roy Stuart Campbell, WCL-33630, 25 February 1948, ESS(D)12983.

<sup>62</sup> フレイルは1948年1月末から2月初頭より、3月初頭までの約1か月間、米国に出張していたと見られる。3月初頭に日本へ戻ったと推測される根拠として次の資料の9項を参照。Freile to Draper, “Report of telephone conversation with Mr. Roy Stuart Campbell at Geneva, Switzerland,” 27 February 1948, ESS(D)12983.

<sup>63</sup> 陸軍省としては著名な軍人であったマッカーサーと一緒に仕事ができるという点をアピールすることでDRB委員の採用を円滑に進められるように図ったためと考えられる。

ただし、この一文の挿入をめぐるフレイルの説明には特筆すべき点が含まれていた。すなわち、彼は、GHQからの1月26日付電信の第3部の4項には「DRBは連合軍最高司令官（SCAP）へ見解を伝える」（the Deconcentration Review Board states its findings to SCAP）（傍点は引用者）と記されているけれども<sup>64</sup>、「集中排除の目的にとってESSのマーカット将軍が連合軍最高司令官（SCAP）である」（for deconcentration purposes General Marquat of ESS Section is SCAP）（傍点は引用者）と説明した上で<sup>65</sup>、ESS局長マーカットが「重要なもしくは議論を呼ぶような事案」（important or controversial case）については「その事案を個人的に〔じきじきに〕マッカーサー将軍へ委ねる」（refer the case personally to General MacArthur）ことになる、と述べている。つまりフレイルは1月26日付電信の中に明示されていないけれども、実はDRBの勧告を実際に受け取ることになるのはESS局長マーカットであり、さらにそれらに何らかの判断を示すのも彼であって、彼の判断に基づき一部の勧告のみがマッカーサーの判断を仰ぐことになるに過ぎないと示唆していたのである<sup>66</sup>。

フレイルがこのように述べた理由は、米国政府内では当時マッカーサーが集排政策の推進に積極的であると受け取られていたことから<sup>67</sup>、そのようなマッカーサーではなく、ESS局長マーカットこそが実質的に集排政策を最終的に裁定すると示唆することで、GHQの今後の集排政策の進め方に対する陸軍省の懸念を払拭しようとしたためと推測される。さらにこの際にフレイルは、マーカットが集排政策を緩和させる内意を有していることをドレイパー等へ伝えた可能性もあるだろう。そのような内意をマーカットが有していたと推測される根拠は、前述したように1947年の内から集排政策の悪影響への懸念を有していたことや、また後述するように彼は1948年4月以

<sup>64</sup> ただし1月26日付電信の該当する部分の原文では「連合軍最高司令官」として「SCAP」という略称ではなく、正式名の「the Supreme Commander for the Allied Powers」が使用されている。下注も参照。

<sup>65</sup> GHQ文書一般から窺い知れることだが、当時、GHQおよび米国政府内において「SCAP」という語は連合軍最高司令官という個人（マッカーサー）を指すだけでなく、彼を補佐するESS等のGHQを意味する用語としても一般的に使用されていて、どちらを指すのか紛らわしい場合があった。従ってフレイルがこのように述べることは「超法規的」な解釈の表明ではなく妥当な範囲の解釈を提示しただけとも言える。しかしながら上注に示したように1月26日付電信の該当部分についてはSCAPという略称ではなく正式名で書かれていることや前後の文脈から考慮して、連合軍最高司令官という個人を指していると解釈するのが普通の読み方であると思われる。実際、1月26日付電信の該当部分についてドレイパーや陸軍省官僚は当初、連合軍最高司令官という個人を指していると受け取っていたようである（だから問題が生じた）。また1月26日付電信には、そのような紛らわしさを避けるために使い分けがされているように思われる個所がある。すなわち該当部分と同じ第3部の他の個所（2項）の中では「SCAP」が使用されていて（これはGHQの意味と解釈される）、正式名との使い分けがされているように見える。以上からこのようなフレイルの説明は本来、不自然な解釈と言わざるをえないものである。

<sup>66</sup> なお2月5日付の陸軍省電信に記されたDRBが直接マッカーサーへ勧告を提出できるという記述を見たESSは後述する2月18日付電信の中でDRBは「最高司令官」（the Supreme Commander）へはESS局長を通して勧告することができるとうざうざ明記した。これは将来、DRB委員がESS局長と働く際に生じる誤解を避けるためにDRB委員に渡される職務明細書にその旨を記してもらうことを企図したものであった。SCAP to Dept to Army, for CSCAD PT, Z-39070, 18 February 1948, AG(D)01100。およびこの電信の記録用覚書も参照。Memo for Record, 13 February 1948, AG(D)01100。

<sup>67</sup> 1948年1月から3月頃の米国政府においてマッカーサーは集排政策の促進に熱心であると理解されていた。なおこれが主な理由の1つとなって1948年3月に国務省政策企画室長J・ケナン（George F. Kennan）が来日することになった。ケナンはマッカーサーと会談し、彼から間接的な表現ながら諸改革の行き過ぎを緩和する方針である旨を聞いている。シヨンバーガー前掲書、pp. 216-219；三和前掲書、pp. 517-518。

降、集排政策の積極的な推進を企図するESS反トラスト課を牽制して緩和方向寄りの措置を取ることになる点を挙げることができる。

ドレイパーは出張中のフレイルを通して、マーカットを〈話の分かる人物〉と受け取ったように思われる。後述する2月13日の会合でドレイパーは（参加者から考慮して、フレイル等のGHQ官僚に対して）<sup>68</sup>、「可能であれば、相互理解の確立のためおよび陸軍長官および陸軍次官が支援を行う計画の確立のための議論を行うことを目的に1週間もしくは10日間の期間、マーカット将軍にワシントンへきてもらう手配を行うよう要請」している。実際にはこれはすぐに実現しなかったと見られるが、ドレイパーは翌月3月20日に米国政府が派遣したジョンストン委員会とともに来日しており<sup>69</sup>、その際にマーカットと対談して、集排政策の緩和について何らかの協議を行った可能性がある<sup>70</sup>。なぜならば、実際にジョンストン委員会は集排政策の緩和をGHQへ要望していたし<sup>71</sup>、また後述するようにDRB委員の人事案についてESS上層部がドレイパーと協議した形跡が見られるからである。

なお、陸軍省内では2月5日付電信の策定過程で、DRB委員を米国内で採用するまでの間、GHQの方でその管轄領域にいる人員をDRB委員に相当する任務に就かせるというアイデアが民事局から出たが、ドレイパーはこれに反対し電信に盛り込ませなかった<sup>72</sup>。集排政策の確実な緩和を企図していたドレイパーには、DRBの人選は陸軍省で行う必要があると考えたためであろう。

## (2) DRB委員の待遇や要件

1948年2月6日付で陸軍省民事局はGHQへ電信を送り<sup>73</sup>、陸軍省にいるフレイルにDRB委員の職務明細書（job descriptions）を作成してもらう可能性があることを伝えるとともに、DRB委員候補との交渉の際に必要な情報として次の4点を尋ねている。それは、扶養家族（dependents）を連れていけるタイミング、手配される住宅の種類、自動車の提供の有無、DRB委員としての職務中に私事（役員会議等）のために米国へ一時帰国することは認められるのかという点であった。特に扶養家族の帯同を陸軍省民事局は重要視しており、適切な資質を有するDRB委員を獲得するためには日本へ連れていけるようにする必要があることを伝えている。陸軍省がDRB委員の好待遇を事実上求めたのは、採用活動を円滑に進める目的の他に、GHQ側のDRB派遣要請の熱意の程を探るためでもあったと推測される。

この電信を受け取ったESSでは、DRB委員に現在の規則の下での最大限の特権を与えることを決め、2月13日付でVIPの特権（V. I. P. privileges）を与えることを陸軍省民事局へ伝えた<sup>74</sup>。そしてこの中でDRB委員は、選任後に家族の移動の申請があれば申請受理後90日以内に来日で

<sup>68</sup> Memorandum, 13 February 1948, ESS(D)12984. 出席者については注81を参照。

<sup>69</sup> 三和前掲書、p. 517。

<sup>70</sup> 例えばジョンストン委員会は4月2日にGHQと集排政策に関する会合を持っている。同上書、pp. 519-520。ここでドレイパーとマーカットは同席している。Herbert H. Scheier, “Brief History of the Reorganization Branch of the Antitrust and Cartels Division (Now Fair Trade Practices Division), Economic and Scientific Section, GHQ-SCAP,” October 1949, ESS(E)14043, pp. 45-46.

<sup>71</sup> 三和前掲書、p. 520；大畑前掲論文、pp. 50-52。

<sup>72</sup> 注59で挙げた資料、Memorandum for Recordを参照。

<sup>73</sup> DA (CSCAD PT) to CINCFE, WCL-28431, 6 February 1948, AG(D)01101.

<sup>74</sup> SCAP to Dept to Army, for CSCAD PT, Z-38666, 13 February 1948, AG(D)01100. およびこの電信の記録用覚書も参照。Memo for Record, 12 February 1948, AG(D)01100.

きること、家族向けの住宅の提供が行われ12学年までの子供への教育施設もあること（また独身者には帝国ホテルを提供）、移動手段を提供するが自動車の持ち込みも認めること、DRB委員の職務遂行中の一時帰国を認める（ただし移動費用は委員が支払う）ことが伝えられた。ESSとして、DRBをできる限り歓迎する意向があることを伝えたことになるだろう。

さらに2月18日付でESSは関連する電信を送り<sup>75</sup>、職務明細書に援用されることを企図して1月26日付のGHQ電信に記載されていたDRBの役割が整理された形で提示され、さらにDRBの5人の委員（委員長、司法省反トラスト局出身者で反トラスト専門家、証券取引委員会出身者で企業金融の専門家、企業経営の専門家、工業技術の専門家）の要件に関連して、より詳細な経歴や能力についての条件も伝えられた<sup>76</sup>。この後2月24日付で改めてGHQは陸軍省へこの2月18日付電信を利用して職務明細書を作成するよう依頼を行い<sup>77</sup>、陸軍省民事局はそれに対応して職務明細書を作成している<sup>78</sup>。

### (3) DRB委員の選任過程

1948年2月初頭から陸軍省は具体的なDRB委員の人選に着手したと見られるが、この後、人事の決定まで約2か月を掛けることになった。2月4日付で陸軍省はGHQに対して電信を送り、陸軍長官ロイヤルが元准将で現在テキサス州にて弁護士をしているM・ヒルシュ（Maurice Hirsch）をDRB委員に勧誘していること、そして彼には委員長になってもらうことを望んでいること等を伝えている<sup>79</sup>。ドライバーもヒルシュに対して、委員長を引き受けるように依頼を行ったものの、結局ヒルシュに断られている<sup>80</sup>。2月13日にフレイルも参加してドライバーのオフィスで開かれた主に集排政策に関する会合では<sup>81</sup>、新たなDRB委員候補として、賠償調査団を率い

<sup>75</sup> SCAP to Dept to Army, for CSCAD PT, Z-39070, op. cit. 注66で挙げた記録用覚書も参照。

<sup>76</sup> 例えばDRB委員長と反トラスト専門家であるDRB委員については、次のような条件が示された。「委員長は、政策形成のレベルにおいて明確に傑出した個人であり、公平性と客観性に関して評判を有している、合衆国における反トラストに関する公的な政策に加えて主要な政治的・事業についての問題を完全によく知っていて、全国規模の全体的な経済政策・問題を評価することができるべきである。」「他の1人の委員は、政策形成のレベルにおいて傑出した個人であり、司法省反トラスト局出身で、全国規模での経済発展を評価することができ、合衆国の反トラスト法・政策・裁判事例について特に豊富な経験と経歴を有しているべきである。」

<sup>77</sup> CINCFE to Dept of Army, Z-39788, 24 February 1948, AG(D)01100.

<sup>78</sup> CSCAD to CINCFE, WCL-36471, 9 March 1948, AG(D)01100. ただしフレイルによって作成されたか否かは不明である。

<sup>79</sup> CSCAD to SCAP, WAR-95334, 4 February 1948, ESS(D)12984. 当該電信によると、ヒルシュは大企業に参画する弁護士としてよく知られていたし広範囲にわたる経験があった。またその人脈が期待されたのか、「他の委員の採用について助けてくれるだろうとここでは〔陸軍省では〕考えられていた。なお当該電信が陸軍省によって1月26日付電信に対する2月5日付の返信よりも1日早く送られたことは、単なる手違いかもしれないが、陸軍省が一刻も早く、DRB派遣に賛成である旨をGHQへ伝えようとしていたからとも解釈できる。陸軍省は2月5日に正式の返信を出すまでに10日ほど掛けているが、これは国務省との調整を行っていたために時間が掛かったことが1つの要因と見られる。注59で挙げた資料、Memorandum for Recordを参照。

<sup>80</sup> 注68で挙げたMemorandumを参照。

<sup>81</sup> Ibid. ドライバー、フレイル、米国出張中のESS局長経済顧問（Economic Advisor）のS・ファイン（Sherwood M. Fine）の他に陸軍省官僚と見られる3人が出席した。ファインの職位については次を参照。Greater Tokyo Area Forces Telephone Directory, October - December 1947, TEL-4/憲政6.



て1947年に2度に渡って来日したことがあるC・ストライク (Clifford S. Strike) から推薦された人物が2名、紹介された<sup>82</sup>。1人は、K・シュレーブ (Kerl Owen Shreve) で、GE副社長で全米商工会議所の理事 (director) を務めていた。もう1人は、R・キャンベル (Roy Stuart Campbell) で、長年ニューヨーク造船会社社長を務め現在は造船コンサルタントをしており、当時、スイスのジュネーブでの国際連合の会合に出席していた。会合ではシュレーブにDRB委員長を、キャンベルに工業技術担当の委員を依頼することとし、もしシュレーブが断ったらキャンベルに委員長を依頼することが決められた。さらに2月4日にドレイパーに提出されていたDRB委員のリストに基づいて議論が行われ<sup>83</sup>、GHQ側が断る可能性についても検討が加えられた。

この会合では陸軍省が1年前と比較して高い資質を有する人材を得ることが困難になっていることが指摘されているが、その要因の1つは、第2次大戦が終結してから2年以上経ったために、米国本土と比べて生活水準の低い占領地で長期間 (DRBの場合最低1年間) の職務を果たすことに二の足を踏む者が増えたためと考えられる。このような事情も考慮されて、前述したように東京でのDRB委員への待遇の程度がGHQに尋ねられたのであろう。

陸軍省民事局は2月17日付でGHQへ電信を送り<sup>84</sup>、シュレーブとキャンベルの2名、および以下の7名を挙げてDRB委員長もしくは委員として受け入れ可能か否かを尋ねた。7名とは、投資銀行家で先の商務次官のW・テイラー (Wayne C. Taylor)、全米商工会議所理事で公職にも就いたM・フォルソム (Marion B. Folsom)、実業家で公職にも就いたH・ウェンデル・エンディコット (H. H. Wendell Endicott)、諸企業の監査役や副社長のL・ボールウェア (Lemuel R. Boulware)、投資銀行家で公職にも就いたF・エバーシュタット (Ferdinand Eberstadt)、元企業経営者のK・ファーガソン (Kingsley Ferguson)、諸企業の経営者のF・センセンブレナー (Frank J. Sensenbrenner) であった。そして次のように述べて、人選の一定の難航も予想している。「陸軍長官と陸軍次官は満足のいく委員会を設立するために可能な全ての支援をGHQへ与えることに極めて関心を有しているけれども、1年あるいはそれ以上にわたって職務に就く委員を採用することの大変な困難を認識しているし、多少資質が劣る候補 (potential candidates of less stature) を調査する必要も感じている。」

この電信を受け取ったESS局長マーカットは挙げられた人物を検討して<sup>85</sup>、1947年来日した

<sup>82</sup> ストライクが率いた賠償調査団については次を参照。大蔵省財政史室編、安藤良雄・原朗執筆『昭和財政史 - 終戦から講和まで』第1巻「総説、賠償・終戦処理」東洋経済新報社、1984年、「賠償・終戦処理」編の第3章と第4章 (原朗執筆)。

<sup>83</sup> このリストは後述する2月17日付電信で挙げられる人名と経歴がほぼ網羅された次の資料のことであろう。”Candidates for Chairman the Deconcentration Review Board SCAP-Tokyo,” ESS(D)12984。フレイルが所持した集排政策に関する文書のファイルが収録されていると見られるマイクロ・フィッシュには (ESS(D)12984)、他にも人名リストや各自の経歴が記されたいくつかの文書が収められている。

<sup>84</sup> CSCAD PT to SCAP, W-96052, 18 February 1948, AG(D)01100; W-96052, 17 February 1948, ESS(D)12984。この後者の資料の隣りに収められている文書で陸軍省におけるこの電信の作成記録と見られる文書には次のように記されていて、フレイルとドレイパーがDRB委員の人選作業を共同して行っていたことを窺い知ることができる。「GHQからの出張で民事局へ来ているフレイル氏は、DRBで働く資格のある人物の名前を得ることについて支援しているし陸軍次官とともに働いている。上記の電信はドレイパー氏とそれを議論したフレイル氏によって承認された。」Memo for Record, [日付不明]、ESS(D)12984。

<sup>85</sup> W. F. M. [マーカット], Memo for Record, 23 February 1948, AG(D)01100。下注の電信の記録用覚書である。なお資料上明らかではないが、DRB委員候補の是非の検討に関して随時、マーカットはマッカーサーにも判断を仰いだものと考えられる。

第2次ストライク調査団に参加したことがあるキャンベルを個人的に覚えていたらしく、「委員長もしくは委員として申し分がない」と判断している。ただ、1月26日付電信でDRB委員の条件として挙げられた、日本と利害のある企業や反トラスト法違反で起訴されている企業の関係者ではないことという条件から、シュレーブとボールウェア（東芝に出資していたGMと関係があった）およびセンセンブレナー（反トラスト法関係の裁判に関係していたカロテックス社〔Calotex Corporation〕の役員）に対しては難色を示した。また反トラスト法の専門家と企業金融の専門家の委員候補が挙げられていない点にも不満を持った。2月24日付で、これらについて指摘した電信がGHQから陸軍省民事局へ伝えられた<sup>86</sup>。

これを受け取った陸軍省はGHQがキャンベルをDRB委員として受け入れる姿勢であることを知り<sup>87</sup>、早速キャンベルへの接触と説得を図ったが、その実務を担ったのはフレイルであった。2月24日にフレイルはドライバーから、キャンベルに工業技術担当のDRB委員になってもらうための説得作業を行うよう指示された<sup>88</sup>。具体的には、陸軍長官の名で彼に発信する電信案を作成すること、そして同様の電信をストライクからも発信してもらうようストライクに依頼すること、キャンベルを直接説得することであった。フレイルはまず、2月25日午後にはバマのナッソーに滞在していたストライクに電話を掛けて、キャンベルへDRB委員に就くように依頼する電信の作成・送信を要望して了承を得た<sup>89</sup>。そして、スイスのジュネーブに滞在していたキャンベル宛にDRB委員に就くよう陸軍長官が依頼する内容の電信が送られた後<sup>90</sup>、フレイルは2月27日午前、ジュネーブのキャンベルに電話を掛けた<sup>91</sup>。キャンベルは陸軍長官からの電信を読んだ直後であり、当件を興味深く感じているとフレイルに述べたが、妻と話した後でないと決断できない旨を伝え、陸軍長官からの電信をニューヨークの自宅にいる妻にも送るようにフレイルに依頼した<sup>92</sup>。キャンベル説得のカギが彼の妻であると知ったフレイルは当日中に、上記の陸軍長官名の電信をドライバーの名で記された書簡とともに彼女宛に送った<sup>93</sup>。そして3月2日午後、フレイルはキャンベル夫人からの電話でDRB委員就任を承諾するキャンベル家の意向を聞き、ドライバーに報告している<sup>94</sup>。

3月初頭に陸軍省を去るまでの間にフレイルは、キャンベル以外のDRB委員候補とも接触

<sup>86</sup> SCAP to Dept of Army, for CSCAD PT, C-58810, 24 February 1948, AG(D)01100. ショーンバーガー前掲書、p. 221も参照。

<sup>87</sup> この電信に対して2月26日付で陸軍省民事局は返信を送り、前回の電信が委員長候補の例を示したものに過ぎない旨を送って釈明するとともに未だ人選中であることを伝えている。CSCAD PT to SCAP, W-96644, 27 February 1948, AG(D)01100; Major T. B. Jones, 26 February 1948, ESS(D)12983. 後者の資料はW-96644の原案であり、その下部にフレイルがこの電信案の草案を作成したことが記されている。

<sup>88</sup> Mr. Freile, Maj. T. B. Jones, Memo for Record, ESS(D)12983.

<sup>89</sup> Memo for Record, ESS(D)12983. 上注の資料のすぐ隣りに収録された資料。

<sup>90</sup> Royall to Campbell, WCL-33630, op. cit.

<sup>91</sup> Freile to Draper, "Report of telephone conversation with Mr. Roy Stuart Campbell at Geneva, Switzerland," op. cit.

<sup>92</sup> この時点ではドライバー周辺でDRB委員長としてW・テイラーが有力候補であった。テイラーへDRB委員長に就いてくれるよう依頼中であることを、この日フレイルはキャンベルに伝えている。注98を参照。

<sup>93</sup> その日の内にキャンベルの妻へ送られている。Ibid.; Draper to Mrs. Roy Stuart Campbell, 27 February 1948, ESS(D)12983. この書簡ではキャンベル夫人に東京では「適切で快適で生きた設備を提供する」ことが記され、今後のことに関する疑問はフレイルに聞くようにと彼のオフィスの電話番号も記されている。前後の経緯やこの書簡の所収ファイルから考えてこの書簡の原案はフレイルが作成したのであろう。

<sup>94</sup> Freile to the Undersecretary of the Army, "Roy Stuart Campbell," 2 March 1948, ESS(D)12983.

している。2月16日付で証券取引委員会は、後にDRB委員となるB・ウッドサイド（Byron D. Woodside）を含む6名の候補者の経歴をフレイルへ送っており<sup>95</sup>、フレイルは彼らの選考に関してウッドサイドとは面談を行っていることが確認できる<sup>96</sup>。また企業経営担当のDRB委員となるE・バーガー（Edward J. Burger）とも面談を行っていた<sup>97</sup>。

フレイルが日本へ戻った後も、陸軍省によってDRB委員の人選作業は続けられた。3月6日付でGHQが陸軍省から受け取った電信によって<sup>98</sup>、ウッドサイドを証券取引委員会出身のDRB委員としてGHQが受け入れ可能か否かが尋ねられた。これに対してESSは3月10日付で返信して<sup>99</sup>、ウッドサイドに異論がないことを伝えた<sup>100</sup>。そして3月25日付でGHQが受け取った陸軍省民事局からの電信では<sup>101</sup>、最終的なDRB委員候補5名が提示されGHQの是非が尋ねられている。ここではDRB委員長にはキャンベルが就くことが提案され、証券取引委員会出身者で企業金融の専門家としてのDRB委員にはウッドサイド、企業経営の専門家としてのDRB委員にはバーガーが就き、加えて新たに、工業技術の専門家のDRB委員にはJ・ロビンソン（Joseph Vincent Robinson）が、司法省反トラスト局出身者で反トラスト専門家としてのDRB委員にはW・ハッチンソン（Walter R. Hutchinson）が提示された。ロビンソンは機械部品企業の所有者であり、軍需生産委員会（War Production Board）等での公職に就いた経験があった。またハッチンソンは司法省から推薦された人物で、司法長官特別補佐官を務めた人物であった<sup>102</sup>。

前述したように3月20日にドレイパーが来日していたから東京で人事案への判断を彼に伝えるためにも<sup>103</sup>、3月末、ESS上層部では上記の5名の是非に関して検討が行われた。3月26日付でフレイルはマーカットに対して、キャンベル、バーガー、ウッドサイドについては面談をしたことがあるしドレイパーの面談を受けていることも指摘した上で、ロビンソンについても産業界で知られた人物であることを指摘して、「4人とも疑いなく推薦できる」と述べている<sup>104</sup>。同時に

<sup>95</sup> Robert K. McConaughy, Acting Chairman, SEC to Freile, 16 February 1948, ESS(D)12984. 6名の経歴とともにつけられた書簡によると、DRB委員の待遇として陸軍省から12か月から14か月の雇用期間と年1万ドルの俸給が提示されたとある。また彼らがDRB委員を辞めた後に証券取引委員会の以前の地位へ復職する権利を有することや、扶養家族を帯同する権利を与えることが望ましい旨もフレイルに伝えられている。ESS局長顧問等を務めたコーヘンによれば、終戦時において上下両院議員や次官の俸給は1万ドルであったというから、一定のインフレを考慮してもDRB委員の報酬は悪くなかったのではないと思われる。コーヘン前掲書（上）、p. 190。

<sup>96</sup> Freile to Marquat, "Radio W-98275, Attached.," 26 March 1948, ESS(D)12983.

<sup>97</sup> Ibid.; SCAD PT to SCAP, W-98275, 25 March 1948, ESS(D)12983. この3月25日付電信にはフレイルが出張中に彼と面談した結果、「適切である」（suitable）と判断したことが記されている。バーガーはオハイオ州の公益事業会社や銀行の副社長を務めていた。

<sup>98</sup> DA to SCAP, W-97195, 6 March 1948, AG(D)01100. フレイルもウッドサイドに同意していることが記されている。またW・テイラーがDRB委員長就任について考慮してくれていることも記されている。

<sup>99</sup> SCAP to Dept of Army, C-59143, 10 March 1948, AG(D)01100.

<sup>100</sup> その後3月11日付でマッカーサーが受け取ったドレイパーからの電信によれば、W・テイラーがDRB委員長就任を断ったことが知らされ、M・フォルソムとウェンデル・エンディコットへの依頼が行われていることも伝えられている。State Dept (Draper) to SCAP (Personal to MacArthur), WAR-97377, 11 March 1948, AG(D)01100.

<sup>101</sup> CSCAD PT to SCAP, W-98275, op. cit. M・フォルソムとウェンデル・エンディコットにはDRB委員就任を断られたことも伝えられた。

<sup>102</sup> 5名の経歴については、大畑前掲論文、p. 48も参照。当時の年齢はキャンベルが58歳、ウッドサイドが39歳、バーガーが55歳、ロビンソンが58歳、ハッチンソンが45歳であった。

ハッチンソンに関しては、ワシントンでは知られた人物であることと、また司法長官T・クラーク (Tom C. Clark) とその補佐官との間で彼について話した結果から判断して、DRB委員の要件を満たしているという見解をマーカットへ伝えている<sup>105</sup>。さらにフレイルは2月17日付陸軍省の電信で挙げられた人物の何人かに断わられたことに触れつつ、キャンベル以外にDRB委員長に就任してくれる人物はいない可能性も述べている。フレイルの助言が功を奏したのか、結果的にマーカットは陸軍省が示したDRB候補5名に同意しているけれども、もっと著名な人物がDRB委員にふさわしいと考えていたようであり、陸軍省への返信となる電信案とともに3月30日付で作成された記録用覚書 (GHQ上層部に電信の発信の許可を求める申請でもある) に<sup>106</sup>、「当該委員会は著名な個人の参加の拒否によって示されるように、当初考えられていたような高次元の人物で構成されることには失敗したと思われる」と記して失望感をにじませている。そして「当地での以前からの立場は、理由は何であれ、ワシントンが行うDRB委員の指名を受け入れることであり、「反対する理由がないので、DRB委員を承認することが勧告される」と記し、陸軍省から提示されたDRB委員候補5名に対する同意は、消極的なものであることも示唆している。ただし、やがて5月以降に彼らが来日すると、そのような感情にマーカットは左右されることはなく、ESS上層部によってその設立が助力されたDRBの活動を支援することになる<sup>107</sup>。

こうしてGHQがDRB委員候補5名を承認したことは、おそらく東京でドレイパーに伝えられた後、正式に4月2日付で陸軍省民事局へ伝えられた<sup>108</sup>。

※ 前号に載せた拙稿「集中排除審査委員会の創設から主導権確立までの過程 - GHQ経済科学局上層部の関与の視角から - (1)」のp. 31の1948年1月26日付電信の第6部の1項の第1文の翻訳は、次のように修正する：「1. 特別に選抜され、政策形成レベルにおいて傑出した5名

<sup>103</sup> ESSは3月27日付で陸軍省に電信を送り、4月7日まで返信を遅らせる可能性を伝えた。それは朝鮮半島に出張したドレイパーからの要請で彼の再来日まで、3月25日付電信に関するGHQの返事は保留されることとなったためであった。その電信の本文下部に記された経緯説明も参照。SCAP to Dept of Army, C-59547, 27 March 1948, ESS(D)12983。ドレイパーは3月27日から朝鮮半島へ出掛け3月30日に再来日し、4月2日に米国へ帰ったと見られる。Memo for Record, 29 March 1948, ESS(D)12983；原前掲書 (『昭和財政史』第1巻)、pp. 408-409。

<sup>104</sup> Freile to Marquat, "Radio W-98275, Attached.," op. cit.

<sup>105</sup> Ibid. フレイルはおそらくこの時期米国のクラークと電話で話したのであろう。また別の資料にはドレイパーもフレイルとともにクラークと話したことが記されている。Memo for Record, 29 March 1948, ESS(D)12983。

<sup>106</sup> Memo for Record, 30 March 1948, AG(D)01100。作成者を示す右上のイニシャルは「WFM」しかなく、マーカットが自ら作成した可能性が高い。また4月1日付でGHQ参謀長が電信案に承認を示している。SCAP to Dept of Army, for CSCAD FT, C-59651, 2 April 1948, AG(D)01100。

<sup>107</sup> 1948年2月から4月初頭にかけての陸軍省に対するESSによるDRB委員選任に関係する一連の電信の作成は、マーカット、コーヘン、フレイル、ESS上層行政官 (Executive Officer) M・ハルフ (Mayer H. Halff) といったESS上層部によって行われた。これは、一連の電信とそれらのための記録用覚書の作成者を示す、それら文書右上に記されているイニシャルから確認できる。ハルフの職位については次を参照。Greater Tokyo Area Forces Telephone Directory, October - December 1947, TEL-4/憲政6。これらから窺い知れることはESS反トラスト課はDRB委員選任に関与しなかったということである。

<sup>108</sup> SCAP to Dept of Army, for CSCAD FT, C-59651, op. cit. またこの電信では「善意 (good will) の指摘」として扶養家族を連れてくることを希望するDRB委員はただちに申請するよう提案されている。Memo for Record, 30 March 1948, op. cit.



の個人のグループが、DRB委員として連合国軍最高司令官の下で日本での任務に就くために米国において採用されるよう要請する。」